

「小規模多機能型居宅介護」
「介護予防小規模多機能型居宅介護」

重要事項説明書

LAC

Life and Care

株式会社ラックコーポレーション

「小規模多機能型居宅介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」

「ラックの空平井」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(事業者番号 1392300420)

1. 事業者

- 法人名 : 株式会社ラックコーポレーション
代表者氏名 : 代表取締役 長島肇
法人所在地 : 東京都墨田区京島1-47-17
電話番号 : 03-5655-7509
FAX番号 : 03-5655-7524
設立年月日 : 西暦1998年10月15日
業務の概要 : 居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・福祉用具貸与・住宅リフォーム・特定福祉用具販売・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等・(介護予防事業も含む)
事業所数 : 25か所

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
2013年12月1日指定 事業者番号1392300420
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従いご利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型供居宅介護事業所
ラックの空 平井
- (4) 事業所の所在地 東京都江戸川区平井6-76-11
- (5) 電話番号 03-6657-3826
- (6) FAX番号 03-6657-3812
- (7) 管理者氏名
- (8) 当事業所の運営方針 ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (9) 開設年月日 2013年12月1日
- (10) 登録定員 29人(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員5人)
- (11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	5室	
居間・食堂・台所	56.21㎡	
浴室	リフト浴槽 1台	
消防設備	スプリンクラー・屋内消火器・自動火災報知設備・自動火災通報装置・誘導灯	
その他	AED	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 小松川平井圏域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日曜日 9:00～16:00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月～日曜日 16:00～9:00

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員の配置をしています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容	備考
管理者	1人	人	事業内容調整	介護職員兼務
介護支援専門員	1人	人	サービスの調整・相談業務	
介護職員	5人	7人	日常生活の介護・相談業務	
看護職員	人	1人	健康チェック等の医務業務	

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
管理者	勤務時間：8:30～17:30
介護支援専門員	勤務時間：8:30～17:30
介護職員	主な勤務時間：8:30～17:30 夜間の勤務時間：17:00～9:00
看護職員	勤務時間：8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所ではご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割・8割又は7割が介護保険から給付され、ご利用者の自己負担は介護保険負担割合証に記載されている割合の金額となります。サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議のうえ、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

＜サービスの概要＞

通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活及びレクリエーションを通して機能訓練を共に行います。

①健康チェック

・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

②送迎サービス

・ ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

訪問サービス

・ ご利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

通い・訪問・宿泊（介護費用分）一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。（別紙【介護費用体系表】参照）

☆ 月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化により小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた期日より多かつた場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。また、入院等により利用が無い場合も登録の継続を希望される時は同様に包括料金をご請求させていただきます。

☆ 地域区分と地域単価は、別紙【介護費用体系表】のとおりとなります。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・ご利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・ご利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 算定月における、事業所の全登録者の1人当たりの平均サービス提供回数が週4回に満たない場合には、所定の自己負担額の100分の70に相当する利用料金を減額します。

☆ サービスの利用料金は、介護保険法令に基づいて定められているため、契約期間中に介護保険法令が改定された場合には、改定後の料金を適用するものとします。この場合、会社は改定内容決定後速やかにご利用者に対し通知をいたします。

☆ ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）ア及びイ参照）

加算

加算とは、厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所に対し加算されるもので、サービス内容ごとに決められた利用料金となります。詳細は別紙【介護費用体系表】にて説明いたします。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

朝食：300円 昼食：600円

夕食：600円 おやつ：200円

イ 宿泊に要する費用

ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

3500円／1泊

ウ おむつ代

紙おむつ・リハビリパンツ：100円/枚 尿取りパット：50円/枚

エ レクリエーション、行事参加費

ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

オ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

☆ 事業所は、当月のご利用者負担の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までにご利用者に送付します。

☆ ご利用者負担金の支払いについては、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

① 口座振替 (27日)

② 事業所指定口座 (ゆうちょ銀行) への振込み (27日、手数料が別途110円掛かります)

③ 現金によるお支払い (27日)

☆ 事業者は、ご利用者から負担金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し、領収書を発行します。

(4) 利用の中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護サービスの利用を中止もしくは変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施の前日までに事業者申し出てください。

☆ (1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の100%をお支払いいただく場合があります。また、取消料は消費税が課税されます。(ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。)

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護計画について

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

(6) 連携について

会社はサービスの提供にあたり、包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。連携方法については、電話、FAX、メール、SNS等を使用します。

(7) 施設介護員の禁止行為

施設介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 医療行為
- 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談窓口（担当者）

施設管理者

電話番号 03-6657-3826

FAX 番号 03-6657-3812

受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前8時30分より午後5時まで

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○江戸川区役所 介護保険課 事業者調整係

所在地 東京都江戸川区中央1-4-1

電話番号 03-5662-0032

対応時間 平日、午前8時30分より午後5時15分まで

○東京都国民健康保険団体連合会（介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口）

所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

電話番号 03-6238-0177

対応時間 平日、午前9時より午後5時まで

7. 運営推進会議の設置

サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員又は区職員、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

☆ 第三者評価に代えて、上記の運営推進会議で外部評価を毎年行っています。

8. サービスの質の向上の取り組みについて

会社独自の環境整備、スーパーバイジング、内部監査、安全衛生委員会、虐待防止委員会で自主点検を行っています。

9. 虐待防止のための措置

- 会社は利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。
- 会社は利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制をとるとともに、施設職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

10. 「小規模多機能居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護サービス契約書」の解除

- 会社は、利用者と別途締結した「居宅サービス契約書」について、利用者又は代理人・立会人若しくは媒介をする者が反社会的勢力関係者であることが判明した場合には、催告することなく当該契約を解除することができるものとします。
- 会社は利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合は当該契約を解除することができるものとします。

11. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞	
北浦医院	江戸川区平井1-5-7 TEL 03-3685-1177
寺本内科歯科クリニック	文京区本郷5-25-13 SKYビジョンビル1F TEL 03-5689-5454
特別養護老人ホーム ウエル江戸川	江戸川区平井7-13-32 TEL 03-3617-1112

12. 非常災害時の対応

○非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年3回、行います。

＜消防用設備＞

- ・自動火災報知設備・自動火災通報装置・消火器・スプリンクラー・避難具・誘導灯
- 感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取り組むものとします。
（令和6年4月1日まで経過措置期間とします）
- 天災（地震・台風・大雪など）または、感染症拡大によりサービスの提供がきわめて困難な場合、職員の訪問を中止、変更させて頂く場合があります。

13. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- 事業所内で、転倒・怪我等されないようご注意ください。怪我等されたときには、事業者には責任があると認められた場合を除き、治療費等はすべて自己負担となります。

14. 損害賠償

会社は、サービスの提供に当たって賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、以下の各号に該当する場合など、損害が会社自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

- 利用者（家族を含む）が、契約締結に際し、心身の状況及び病歴等について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 利用者（家族を含む）が、サービス実施のために必要な事項の聴取・確認の際に、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 利用者の急激な体調の変化、持病の悪化、その他会社の提供するサービスを原因としない事由によって損害が発生した場合。
- 利用者が会社又はサービス事業者の指示に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

掃除や調理等で使用する物品に関しては、経年劣化による故障または破損は、賠償できないこともあります。

ご利用に係る料金

ご利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額 1割	3,830円 (4,389円)	7,739円 (8,869円)	11,609円 (13,304円)	17,061円 (19,552円)	24,819円 (28,442円)	27,392円 (31,391円)	30,202円 (34,612円)
自己負担額 2割	7,659円 (8,778円)	15,478円 (17,738円)	23,217円 (26,607円)	34,122円 (39,103円)	49,637円 (56,883円)	54,783円 (62,782円)	60,404円 (69,224円)
自己負担額 3割	11,489円 (13,167円)	23,217円 (26,607円)	34,825円 (39,910円)	51,183円 (58,655円)	74,456円 (85,325円)	82,175円 (94,173円)	90,606円 (103,836円)

※下段（ ）内の金額は、介護職員処遇改善加算等を含んだものです。

1か月の総単位数に、下記%を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 14.6%

加算項目

① 初期加算（介護・予防）

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算 /1日あたり	1割負担 34円	2割負担 67円	3割負担 100円
-------------	----------	----------	-----------

② 看護職員配置加算（介護）

看護職員配置加算（Ⅰ）：常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合

看護職員配置加算（Ⅱ）：常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合

看護職員配置加算（Ⅲ）：看護師を常勤換算方法で1名以上配置している場合

看護職員配置加算（Ⅰ） /1月あたり	1割負担 999円	2割負担 1,998円	3割負担 2,997円
看護職員配置加算（Ⅱ） /1月あたり	1割負担 777円	2割負担 1,554円	3割負担 2,331円
看護職員配置加算（Ⅲ） /1月あたり	1割負担 533円	2割負担 1,066円	3割負担 1,599円

③ 訪問体制強化加算（介護）

常勤者2名以上を配置し、訪問サービス提供の体制を強化、サービスを実施した場合に加算されます。

訪問体制強化加算 /1月あたり	1割負担 1,110円	2割負担 2,220円	3割負担 3,330円
-----------------	-------------	-------------	-------------

④ サービス提供体制強化加算（介護・予防）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：介護福祉士70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：介護福祉士50%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：介護福祉士40%以上又は常勤職員60%以上又は勤続年以上の者が30%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） /1月あたり	1割負担 833円	2割負担 1,665円	3割負担 2,498円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） /1月あたり	1割負担 711円	2割負担 1,421円	3割負担 2,132円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） /1月あたり	1割負担 389円	2割負担 777円	3割負担 1,166円

⑤ 認知症加算（介護）

認知症加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修修了者、及び、認知症介護指導者研修修了者が各1名以上配置され、日常生活自立度Ⅲ以上の方へ認知症ケアを実施した場合に加算されます。

認知症加算（Ⅱ）：認知症介護実践リーダー研修修了者が1名以上配置され、日常生活自立度Ⅲ以上の方へ認知症ケアを実施した場合に加算されます。

認知症加算（Ⅲ）：日常生活自立度Ⅲ以上に該当する場合に加算されます。

認知症加算（Ⅳ）：要介護度2に該当し、日常生活自立度Ⅱに該当する場合に加算されます。

認知症加算（Ⅰ）／1月あたり	1割負担 1,022円	2割負担 2,043円	3割負担 3,064円
認知症加算（Ⅱ）／1月あたり	1割負担 988円	2割負担 1,976円	3割負担 2,964円
認知症加算（Ⅲ）／1月あたり	1割負担 844円	2割負担 1,688円	3割負担 2,531円
認知症加算（Ⅳ）／1月あたり	1割負担 511円	2割負担 1,022円	3割負担 1,532円

⑥ 若年性認知症利用者受入加算（介護・予防）

若年性認知症に該当する利用者であって、個別の担当者を定めている場合に加算されます。

若年性認知症利用者受入加算（介護）／1月あたり	1割負担 888円	2割負担 1,776円	3割負担 2,664円
若年性認知症利用者受入加算（予防）／1月あたり	1割負担 500円	2割負担 999円	3割負担 1,499円

⑦ 看取り連携体制加算（介護）

看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している場合であって、看取り期におけるサービス提供を行った場合、死亡日及び死亡日以前30日以下について死亡月に加算されます。

看取り連携体制加算／1日あたり	1割負担 71円	2割負担 142円	3割負担 213円
-----------------	----------	-----------	-----------

⑧ 総合マネジメント体制強化加算（介護・予防）

ご利用者様の心身の状況や環境の変化に応じ、関係者と共同し介護計画の見直しを行う等、質を継続的に管理する体制を行う場合に加算されます。

総合マネジメント体制加算（Ⅰ）／1月あたり	1割負担 1,332円	2割負担 2,664円	3割負担 3,996円
総合マネジメント体制加算（Ⅱ）／1月あたり	1割負担 888円	2割負担 1,776円	3割負担 2,664円

⑨ 口腔・栄養スクリーニング加算（介護・予防）

栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に、6か月に1回を限度として、加算されます。

口腔・栄養スクリーニング加算／1回あたり	1割負担 6円	2割負担 11円	3割負担 17円
----------------------	---------	----------	----------

⑩ 生活機能向上連携加算（介護・予防）

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護計画を作成（変更）した場合。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・

作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行い介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護計画を作成した場合

生活機能向上連携加算（Ⅰ）／1月あたり	1割負担 111円	2割負担 222円	3割負担 333円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）／1月あたり	1割負担 222円	2割負担 444円	3割負担 666円

⑪ 科学的介護推進加算（介護・予防）

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知用の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を、科学的介護情報システム（LIFE）へ3か月に1回以上提出している場合に加算されます。

科学的介護推進加算／1月あたり	1割負担 45円	2割負担 89円	3割負担 134円
-----------------	----------	----------	-----------

⑫ 生産性向上推進体制加算（介護・予防）

介護ロボットやICT等のテクノロジー導入による業務改善を行ない、一定期間ごとに業務改善の取り組みにおける効果を示すデータ提出を行った場合に加算されます。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）／1月あたり	1割負担 111円	2割負担 222円	3割負担 333円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）／1月あたり	1割負担 12円	2割負担 23円	3割負担 34円

別表2（短期利用の場合、1日あたり）

短期利用に係る料金

ご利用料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	471円	590円	635円	711円	787円	863円	936円
1割	(540円)	(676円)	(729円)	(814円)	(903円)	(988円)	(1,073円)
自己負担額	942円	1,179円	1,270円	1,421円	1,574円	1,725円	1,872円
2割	(1,079円)	(1,352円)	(1,457円)	(1,628円)	(1,805円)	(1,976円)	(2,145円)
自己負担額	1,412円	1,769円	1,905円	2,132円	2,361円	2,588円	2,808円
3割	(1,619円)	(2,028円)	(2,185円)	(2,441円)	(2,708円)	(2,964円)	(3,217円)

※下段（ ）内の金額は、介護職員処遇改善加算等を含んだものです。

1か月の総単位数に、下記%を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等処遇改善加算 14.6%

① サービス提供体制強化加算（短期利用に係る加算）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：介護福祉士70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：介護福祉士50%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：介護福祉士40%以上又は常勤職員60%以上又は勤続年以上の者が30%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）／1日あたり	1割負担 28円	2割負担 56円	3割負担 84円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）／1日あたり	1割負担 24円	2割負担 47円	3割負担 70円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）／1日あたり	1割負担 14円	2割負担 27円	3割負担 40円

【別表1 サービス利用、別表2 短期利用に共通するもの】

① 介護職員等処遇改善加算

介護職員処遇改善加算等は、他の業種との賃金格差を縮め、介護における雇用を安定させることを目的として創設された加算です。

実際の加算方法は、ご利用された単位数を合計してから、所定の%を乗じて算出するので、ご利用料金の表の金額とは一致しない場合があります。

② 減算項目

下記の場合、所定単位数に割合を乗じた単位数が減算されます。

業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害発生時における事業の継続、早期再開の計画が未策定の場合	所定単位数の1%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生、又は、その再発を防止するための必要な措置が講じていない場合	所定単位数の1%
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化の徹底を図るための措置を講じていない場合	所定単位数の1%